

鳥取県告示第578号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成18年度から 平成19年度まで	智頭町（大字大背[6001]の一部）の地籍図及び地籍簿	大字大背[6001]の各一部	平成20年8月19日
大 山 町	”	大山町（殿河内、下市、高橋、上市、退休寺及び住吉の各一部）の地籍図及び地籍簿	殿河内、下市、高橋、上市、退休寺及び住吉の各一部	”
南 部 町	平成17年度から 平成19年度まで	南部町（朝金の一部[0601]）の地籍図及び地籍簿	朝金の一部[0601]	”
”	平成11年度から 平成20年度まで	南部町（朝金の一部[803]）の地籍図及び地籍簿	朝金の一部[803]	”